

橋下第 163 号
平成23年11月4日

橋本市公共下水道事業審議会 会長 様

橋本市長 木下 善之

印

諮 問 書

橋本市公共下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

橋本市公共下水道事業の健全な運営を行うため、使用料対象経費に占める使用料の割合について検討を行い、経営の健全化に向けた公共下水道使用料の見直しについて諮問いたします。

諮 問 の 趣 旨

橋本市の下水道事業は、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的として事業を進めております。現在の整備の状況については、行政人口の約半分の方が下水道を利用できる状況となっています。

しかしながら、下水道整備事業は公共事業の中でも多額の資金を要する先行投資型の事業であり、その財源は国庫補助金、受益者負担金を除くと大部分を下水道事業債による長期の借入に依存する仕組みになっています。

また、下水道事業債の借入にかかる元利償還金は、現状の事業実施で推移しますと、平成20年に償還のピークを超え、現在は微減となっておりますが、一般会計から公共下水道事業特別会計へは毎年多額の予算が繰り出されており、本市の厳しい財政状況の中で大きな負担となっているのが実情であります。

さらに、紀の川流域下水道維持管理負担金（平成22年度末で97円/m³）が、本年4月から2年間は6.7円、平成25年度からは13.4円の値上げと改定され、橋本市公共下水道の運営においても大変厳しいものとなっています。

このようなことから、今後は、下水道整備地域における未接続の解消に関連する助成制度の検討、さらには、下水道事業の健全経営を念頭に下水道事業を展開する必要があると考えます。

以上このような認識の下、橋本市公共下水道事業の健全な財政運営のため、今審議会では、公共下水道使用料対象経費の検討を行い、適正な公共下水道使用料の見直しを、貴審議会に諮問するものであります。